

【ドイツ】エネルギー確保法の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギー市場の混乱を受け、危機におけるエネルギー供給体制と危機克服の手段の強化を目的とするエネルギー確保法等の改正が行われた。

1 改正法の目的

ロシアのウクライナ侵攻は、国際的なエネルギー市場に大きな動揺をもたらした。こうした事態を受け、ドイツにおいても、危機におけるエネルギー供給の確実性を確保するため、供給体制及び危機克服の手段を強化する必要性が生じた。また、ガス供給保障措置に関する欧州議会・欧州理事会規則第 2017/1938 号¹（以下「EU 規則」）に基づく欧州連合加盟国間のガス供給に関する連帯措置（solidarity measure）を迅速に実施するための規定の整備も必要となった。こうした事態に対応するため、エネルギー確保法²、エネルギー経済法³及びガス確保令⁴を改正する法律案が、2022 年 4 月 26 日に連邦議会に提出され、5 月 12 日に可決された。同改正案は、同月 20 日に連邦参議院の同意を得て、同月 21 日に公布され、その翌日に施行された（ガス確保令の改正のみ翌々日の施行）⁵。

2 エネルギー確保法的主要改正内容

(1) 重要な社会基盤に関わる企業の信託管理・収用

連邦経済・気候保護省は、根幹的社会基盤に関わる企業が公共の組織としての機能を果たすことができないおそれがあり、かつ、エネルギー供給に悪影響を及ぼす危険がある場合には、当該企業を時限的に信託管理（Treuhandverwaltung）の下に置くことができることとなった（エネルギー確保法第 17 条。以下、特記のない限り条名は同法のものである。）⁶。信託管理を命ずる同省の命令は、当該企業の役員任免権及び経営に関する指示を行う権限を連邦の機関が有すること等を規定することができる。

また、エネルギー部門における公共の機能の確保及び供給の確実性の維持のために必要である場合には、連邦経済・気候保護省は、最終手段として、特別の法規命令により、根幹的社会基盤に関わる企業を収用することができることとなった（第 18 条から第 23 条まで）。

(2) ガス輸入量の減少時の価格調整

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 7 月 8 日である。

¹ 同規則については、次を参照。島村智子「【EU】天然ガスの安定供給確保に関する規則」『外国の立法』274-2 号、2018.2, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11040399_po_02740202.pdf?contentNo=1>

² Energiesicherungsgesetz vom 20. Dezember 1974 (BGBl. I S.3681)

³ Energiewirtschaftsgesetz vom 7. Juli 2005 (BGBl. I S.3621)

⁴ Gassicherungsverordnung vom 26. April 1982 (BGBl. I S.517)

⁵ Gesetz zur Änderung des Energiesicherungsgesetzes 1975 und anderer energiewirtschaftlicher Vorschriften vom 20. Mai 2022 (BGBl. I S.730)

⁶ 同条の規定は、2022 年 6 月 14 日、既に対外経済法（Außenwirtschaftsgesetz vom 6. Juni 2013 (BGBl. I S. 1482)）に基づき同年 4 月に信託管理下に置かれていたガスプロム・ゲルマニア社に適用された。今回のエネルギー確保法の改正により、対外経済法に基づくものよりも長期の信託管理が可能となった。„Treuhanderschaft über Gazprom Germania wird verlängert.“ 2022.6.15. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/krieg-in-der-ukraine/bundesnetzagentur-gazprom-2022770>>

緊急時⁷に、連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur)⁸が、ガスの輸入量の大幅な減少を確認した場合には、減少により影響を受ける全てのエネルギー供給企業は、顧客に対し、ガスの価格を適切な水準に調整する権利を有すると定める規定 (第 24 条) が追加された。連邦ネットワーク庁及び連邦経済・気候保護省が、こうした価格調整を監視する (第 25 条)。

(3) 欧州連合法に基づく連帯措置

EU 規則第 13 条によると、ガス供給危機の際、欧州連合の加盟国が隣国の加盟国に対し連帯措置を要請した場合、要請を受けた国の当局等は、連帯措置の保護対象となる自国の顧客以外の顧客へのガスの供給を削減する措置をとるとされている。ドイツが連帯措置の要請を受けた場合又はドイツが連帯措置を要請する場合の国内法上の根拠がエネルギー確保法に設けられた (第 2a 条)。

(4) 天然ガスのためのデジタル・プラットフォームに関する規定の新設

第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる法規命令 (エネルギー供給危機の際に、エネルギーの備蓄、割当て、調達、使用等に関して制定される法規命令) に基づく措置の準備及び実施のために設立されるデジタル・プラットフォームに関する規定が追加された (第 1 条第 4 号及び第 2b 条)。

第 2b 条によれば、市場領域責任者 (Marktgebietsverantwortlicher)⁹は、天然ガスのためのデジタル・プラットフォームを設置するものとされた。これは、ガスの供給危機に備えるための組織であり¹⁰、危機における行政手続のデジタル化など諸手続の効率的な処理が目的であるとされる¹¹。具体的には、大規模な工業会社とガス供給事業者をこのプラットフォームに登録させ、これらの会社・事業者が提供するデータを基に、供給危機の際にどこでガスの節約が可能であるかを判断するといった目的に使用されるという¹²。

3 今後の見直し

州政府の代表によって構成される連邦参議院は、連邦議会の可決から 1 週間後に、この法律案に同意したが、危機時におけるエネルギー供給及びエネルギー市場の機能の確保という課題においては、市場メカニズムと公権力の介入との間の適切なバランスが必要であるとの認識から、将来的な改正、特に危機管理における連邦と州の間の管轄の見直しの必要性を指摘した¹³。

⁷ EU 規則第 8 条第 2 項 b 及び第 11 条第 1 項に規定する警戒段階 (Alarmstufe) 又は緊急段階 (Notfallstufe) に該当する場合。

⁸ 正式名称は、電気・ガス・遠距離通信・郵便・鉄道のための連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur für Elektrizität, Gas, Telekommunikation, Post und Eisenbahnen) である。電気・ガス等の社会基盤を所管する連邦の官庁である。„Über uns.“ Bundesnetzagentur website <<https://www.bundesnetzagentur.de/DE/Allgemeines/DieBundesnetzagentur/Ueberuns/start.html>>

⁹ ガス・ネットワーク・アクセス令 (Gasnetzzugangsverordnung vom 3. September 2010 (BGBl. I S.1261)) 第 2 条第 11 号の定義によると、「長距離のガス管を運営する者によって指定された自然人又は法人であって、市場領域において、ある者によるガス・ネットワーク・アクセスの効率的な処理の実現のために提供されなければならないサービスを提供するもの」とされる。具体的には、ドイツのガス会社の共同企業体であるトレーディング・ハブ・ヨーロッパ社 (Trading Hub Europe GmbH) である。„Portrait.“ Trading Hub Europe website <<https://www.tradinghub.eu/de-de/Unternehmen/Portrait-Gesellschafter>>

¹⁰ BT-Drucksache 20/1501, S.25.

¹¹ *ibid.*, S.31.

¹² „Energiekrise: Habeck will Versorger notfalls enteignen.“ 2022.4.12. WAZ website <<https://www.waz.de/politik/ukraine-krieg-energie-krise-habeck-konzerne-enteignung-id235067467.html>>

¹³ „Energieversorgung.“ 2022.5.20. Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/22/1021/40.html>>